

評議員並びに役員候補者選定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本測量調査技術協会（以下「協会」という。）定款第13条の評議員の選任等並びに第27条の役員の選任等に定める評議員並びに役員の選任を円滑に実施するために設置する評議員並びに役員選定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、協会の定款による評議員並びに役員の候補者を選考し、適任者を評議員会に推薦することを職務とする。

(組織)

第3条 選定委員会は、評議員1名、理事1名、監事1名及び外部委員2名の委員により構成するものとし、委員は理事会において選任する。

2 前項の外部委員は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1)この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者または職員

(2)過去に前号に規定する者となったことがある者

(3)前各号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、職員（過去に職員になった者を含む。）

3 選定委員会の委員長は、理事である委員をもってこれに充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 選定委員会は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、外部委員を含む委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議決は、出席委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(情報の提供)

第5条 会長は、委員に対し、公益財団法人における評議員及び役員の有する権限、その他の評議員及び役員に関する法令並びに公益財団法人日本測量調査技術協定会定の規定の内容に関する情報を提供するものとする。

(評議員並びに役員候補者の推薦)

第6条 選定委員会に提出する評議員並びに役員候補者は、理事会が推薦する。候補者の推薦に当たっては、出損状況、運営支援実績等を考慮するとともに、各地区、各業種の均衡などを勘案して行う。また、事前に候補者の承諾を得ることとする。

2. 正会員は、5名以上の署名をもって、自ら或いは他の正会員を候補者として推薦することができる。

3 前項の規定に基づき理事会、あるいは正会員が評議員並びに役員候補者の推薦を行う場

合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1)当該候補者の経歴

(2)当該候補者を候補者とした理由

(3)当該候補者と公益財団法人日本測量調査技術協会及び役員等（理事、監事及び評議員をいう。）との関係

(4)当該候補者の兼職状況

(選定方法)

第7条 選定委員会は、候補者の選考にあたっては、推薦理由書を精査し、協会の運営に適任である候補者を選定する。

(選任結果)

第8条 選定委員会は、候補者を選定したときは、その名簿を会長に提出するものとする。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第10条 その他選定委員会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(内規)

第12条 この規程の実施に必要な内規は、会長が定めるものとする。

附 則

この規則は、理事会において制定した日から施行する。

1. 平成27年6月19日制定。